

財政調整基金条例の基金の運用について  
「有価証券」と明記している広域連合数

広域連合数	財政調整基金 設置数	有価証券		備 考
		記載あり	記載なし	
47団体	28団体	25団体	3団体 (※1)	※1 「預金その他最も 確実かつ有利な方法」

※ 令和4年9月29日現在調査

財政調整基金の処分において第6条(1)～(4)と同等の内容を明記している広域連合数及び参考となる他広域連合条例 ※令和4年9月29日現在調査

○ 地方財政法第4条の4各号の記載を適用している団体 19団体

地方財政法の条文と同一の文言を記載している団体 (※1)	2団体
個別の項目の記載はないが「地方財政法第4条の4各号のいずれか」と記載している団体	1団体
基金の目的が財政調整であるため、処分の対象が「地方財政法第4条の4各号のいずれか」とみなされる団体	16団体

(※1) 当広域連合の条例案はここに該当する。

※ その他

地方財政法第4条の4各号の一部を引用している団体	4団体
地方財政法の条文とは異なる団体	5団体

【参考】 地方財政法 (一部抜粋)

(積立金の処分)

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てると
- 三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- 四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- 五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

## 東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成 20 年 2 月 12 日条例第 8 号

### (設置)

第 1 条 年度間の 財源の調整を図り、もって東京都後期高齢者医療広域連合の財政の健全な運営に資するため、東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、広域連合長が定める額とする。

### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 6 条 基金は、広域連合長が、経済事情の変動による財源不足その他広域連合長が必要と認める経費の財源として充てる場合に、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

### 附則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成24年8月30日

条例第3号

### (設置)

第1条 地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づく財政の健全な運営に資するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計（以下「一般会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条の2ただし書の規定に基づき、毎会計年度において生じた一般会計の歳計剰余金の全部又は一部を基金に編入できるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 栃木県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成19年10月30日  
条例第26号

### (設置)

第1条 財政の健全な運営に資するため、栃木県後期高齢者医療広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、設置目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成19年2月1日条例第23号

(設置)

第1条 財政の健全な運営に資するため山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、基金の各会計別の積立て区分に応じ、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

(3) 大規模な建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○静岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成19年3月19日条例第30号

### (設置)

第1条 年度間における財源調整を行うことにより、静岡県後期高齢者医療広域連合財政の健全な運営に資するため、静岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 静岡県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）、は財政上必要があると認めるとき、は確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

(3) 緊急に実施することが必要となった事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 標準システム機器更改に係る予算額について

(単位：千円)

標準システム機器更改年度	平成30年度	令和5年度
標準システム機器更改予算額	328,638	726,589

※ 平成30年度の予算額は「広域連合電算システムに係る経費」の平成30年度予算から令和29年度予算を差し引いた額となります。

※ 令和5年度は、306,672千円を今議会に提案の議案第13号 特別会計補正予算(第1号)で繰越明許とし、令和6年度へ繰り越す予定です。

## 所得階層別人数及び保険料額

【 令和4年度 旧ただし書き所得別被保険者数 】

旧ただし書き所得	被保険者数 (人)	割合
0円	585,083	57.73%
1円～150,000円	26,991	2.66%
150,001円～1,000,000円	188,784	18.63%
1,000,001円～2,000,000円	136,411	13.46%
2,000,001円～3,000,000円	33,944	3.35%
3,000,001円～5,000,000円	20,659	2.04%
5,000,001円～7,000,000円	6,802	0.67%
7,000,001円～9,000,000円	4,243	0.42%
9,000,001円以上	10,592	1.05%
合計	1,013,509	100.00%

【 令和4年度 保険料額別被保険者数 】

年保険料額	被保険者数 (人)	割合
13,200円 (7割軽減)	355,335	35.06%
13,300円～49,900円	282,306	27.85%
50,000円～99,900円	90,223	8.90%
100,000円～199,900円	200,848	19.82%
200,000円～399,900円	58,760	5.80%
400,000円～659,900円	12,228	1.21%
660,000円	13,809	1.36%
合計	1,013,509	100.00%

# 追加参考資料(5)

## 所得別滞納状況(前年度比較(各増減数))

(令和5年5月31日現在)

旧ただし書き所得 例:年金のみの場合の収入額	被保険者 総数	滞納者数	被保険者総数 に対する 滞納者割合	全滞納者数 に対する 割合	滞納額	全滞納額 に対する 割合
0円	629,517人	5,561人	0.88%	53.91%	76,603,700円	15.89%
・年金収入1,530,000円まで	(+30,175人)	(+539人)	(+0.05%)	(-1.48%)	(+4,277,810円)	(-4.19%)
1円 ~ 200,000円	39,577人	418人	1.06%	4.05%	6,007,600円	1.25%
・年金収入1,530,001円~1,730,000円	(+2,636人)	(+25人)	(-0.01%)	(-0.28%)	(+510,680円)	(-0.28%)
200,001円 ~ 400,000円	40,857人	422人	1.03%	4.09%	10,696,300円	2.22%
・年金収入1,730,001円~1,930,000円	(+2,712人)	(+31人)	(+0.01%)	(-0.22%)	(+1,323,370円)	(-0.38%)
400,001円 ~ 600,000円	47,613人	441人	0.93%	4.27%	15,554,415円	3.23%
・年金収入1,930,001円~2,130,000円	(+3,733人)	(+58人)	(+0.05%)	(+0.05%)	(+1,817,465円)	(-0.59%)
600,001円 ~ 800,000円	55,868人	468人	0.84%	4.54%	22,643,656円	4.70%
・年金収入2,130,001円~2,330,000円	(+4,197人)	(+29人)	(-0.01%)	(-0.31%)	(+1,941,749円)	(-1.05%)
800,001円 ~ 1,000,000円	55,305人	423人	0.76%	4.10%	23,939,840円	4.97%
・年金収入2,330,001円~2,530,000円	(+3,019人)	(+45人)	(+0.04%)	(-0.07%)	(+2,930,030円)	(-0.87%)
1,000,001円 ~ 2,000,000円	148,619人	1,290人	0.87%	12.50%	98,282,166円	20.39%
・年金収入2,530,001円~3,606,667円	(+3,372人)	(+204人)	(+0.12%)	(+0.53%)	(+16,012,667円)	(-2.45%)
2,000,001円 ~ 3,000,000円	38,795人	508人	1.31%	4.92%	59,500,254円	12.34%
・年金収入3,606,668円~4,841,177円	(+2,266人)	(+65人)	(+0.10%)	(+0.04%)	(+9,973,194円)	(-1.40%)
3,000,001円 ~ 4,000,000円	16,154人	244人	1.51%	2.37%	39,521,137円	8.20%
・年金収入4,841,178円~6,017,648円	(+1,164人)	(+38人)	(+0.14%)	(+0.09%)	(+9,055,537円)	(-0.26%)
4,000,001円 ~ 5,000,000円	7,611人	117人	1.54%	1.13%	24,530,716円	5.09%
・年金収入6,017,649円~7,194,118円	(+848人)	(+25人)	(+0.18%)	(+0.12%)	(+8,126,196円)	(+0.54%)
5,000,001円 ~ 6,000,000円	4,460人	52人	1.17%	0.50%	12,440,560円	2.58%
・年金収入7,194,119円~8,300,001円	(+505人)	(+16人)	(+0.26%)	(+0.11%)	(+6,431,460円)	(+0.91%)
6,000,001円 ~ 7,000,000円	3,275人	62人	1.89%	0.60%	17,283,700円	3.59%
・年金収入8,300,002円~9,352,632円	(+656人)	(+33人)	(+0.79%)	(+0.28%)	(+12,366,560円)	(+2.22%)
7,000,001円 ~ 8,000,000円	2,750人	68人	2.47%	0.66%	21,172,318円	4.39%
・年金収入9,352,633円~10,385,000円	(+694人)	(+44人)	(+1.31%)	(+0.39%)	(+14,486,898円)	(+2.54%)
8,000,001円 ~ 9,000,000円	2,115人	50人	2.36%	0.48%	15,685,800円	3.25%
・年金収入10,385,001円~11,385,000円	(+608人)	(+40人)	(+1.70%)	(+0.37%)	(+12,398,300円)	(+2.34%)
9,000,001円 ~ 10,000,000円	1,751人	37人	2.11%	0.36%	13,473,800円	2.80%
・年金収入11,385,001円~12,385,000円	(+437人)	(+24人)	(+1.12%)	(+0.22%)	(+9,775,500円)	(+1.77%)
10,000,001円以上	10,317人	101人	0.98%	0.98%	24,536,742円	5.09%
・年金収入12,385,001円以上	(+1,556人)	(+41人)	(+0.29%)	(+0.32%)	(+10,593,042円)	(+1.22%)
不明(死亡、資格喪失等)	—	54人	—	0.52%	187,000円	0.04%
—	—	(-8人)	—	(-0.16%)	(-221,220円)	(-0.07%)
合計	1,104,584人	10,316人	0.93%	—	482,059,704円	—
	(+58,578人)	(+1,249人)	(+0.07%)	—	(+121,799,238円)	—

(下段の( )内の数値は令和3年度比)

市町村負担金、国庫支出金、支払基金交付金  
令和2年度～令和4年度決算額推移

単位(円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比
市町村負担金	58,938,463,553	0.65%	62,834,604,624	6.61%	65,257,156,539	3.86%
国庫支出金	247,365,085,966	5.20%	248,528,985,495	0.47%	254,761,155,632	2.51%
支払基金交付金	301,632,241,000	-1.17%	310,554,285,215	2.96%	323,536,126,696	4.18%

※ 市町村負担金は保険料負担金を除く

## 追加参考資料(7)

## 市町村別 窓口負担割合2割 被保険者数

(令和5年3月31日時点)

市区町村	被保険者数	2割負担 被保険者数	2割負担 被保険者数割合
西区	13,906	3,526	25.36%
北区	17,036	4,499	26.41%
大宮区	14,431	3,881	26.89%
見沼区	23,818	6,451	27.08%
中央区	11,632	3,105	26.69%
桜区	12,408	2,834	22.84%
浦和区	18,473	5,269	28.52%
南区	19,838	5,133	25.87%
緑区	15,141	3,820	25.23%
岩槻区	18,845	4,278	22.70%
さいたま市 計	165,528	42,796	25.85%
川越市	51,722	13,568	26.23%
熊谷市	29,663	6,701	22.59%
川口市	72,363	14,677	20.28%
行田市	13,002	2,519	19.37%
秩父市	10,934	1,879	17.18%
所沢市	50,871	14,488	28.48%
飯能市	12,945	3,077	23.77%
加須市	16,393	2,840	17.32%
本庄市	11,290	2,107	18.66%
東松山市	13,444	3,296	24.52%
春日部市	39,520	9,316	23.57%
狭山市	25,937	7,635	29.44%
羽生市	8,312	1,309	15.75%
鴻巣市	18,419	4,794	26.03%
深谷市	21,203	4,297	20.27%
上尾市	35,189	9,080	25.80%
草加市	34,030	7,480	21.98%
越谷市	48,009	11,329	23.60%
蕨市	9,181	2,057	22.40%
戸田市	11,783	2,304	19.55%
入間市	22,865	6,338	27.72%
朝霞市	14,830	3,414	23.02%
志木市	10,285	2,630	25.57%
和光市	7,830	2,019	25.79%
新座市	23,512	5,452	23.19%
桶川市	12,355	3,210	25.98%

市区町村	被保険者数	2割負担 被保険者数	2割負担 被保険者数割合
久喜市	24,135	5,788	23.98%
北本市	11,493	3,214	27.96%
八潮市	11,394	1,954	17.15%
富士見市	15,149	3,566	23.54%
三郷市	19,626	3,924	19.99%
蓮田市	11,099	3,195	28.79%
坂戸市	16,135	4,170	25.84%
幸手市	8,970	1,847	20.59%
鶴ヶ島市	10,471	2,850	27.22%
日高市	9,533	2,487	26.09%
吉川市	8,986	1,962	21.83%
ふじみ野市	16,443	4,009	24.38%
白岡市	7,872	2,089	26.54%
伊奈町	6,024	1,524	25.30%
三芳町	6,108	1,466	24.00%
毛呂山町	6,126	1,382	22.56%
越生町	2,111	425	20.13%
滑川町	2,192	465	21.21%
嵐山町	3,129	674	21.54%
小川町	5,578	1,226	21.98%
川島町	3,386	649	19.17%
吉見町	3,013	548	18.19%
鳩山町	3,231	986	30.52%
ときがわ町	2,072	326	15.73%
横瀬町	1,420	279	19.65%
皆野町	1,864	325	17.44%
長瀬町	1,467	298	20.31%
小鹿野町	2,170	308	14.19%
東秩父村	602	101	16.78%
美里町	1,760	197	11.19%
神川町	1,987	303	15.25%
上里町	4,140	749	18.09%
寄居町	5,566	928	16.67%
宮代町	6,115	1,739	28.44%
杉戸町	7,840	1,888	24.08%
松伏町	4,331	834	19.26%
計	1,044,953	249,287	23.86%

医療費総額、医療給付費、一人当たりの医療費・医療給付費の過去3年間の推移及び窓口負担2割の被保険者の一人当たりの医療費・医療給付費とその影響額

1 医療費総額、医療給付費、一人当たりの医療費・医療給付費の過去3年間の推移

年度	医療費		被保険者数
	総額(千円)	一人当たり(円)	
R2	777,403,090	818,970	949,245
R3	814,031,361	840,668	968,315
R4	855,269,595	841,809	1,015,990

年度	医療給付費		被保険者数
	総額(千円)	一人当たり(円)	
R2	714,212,854	752,401	949,245
R3	748,603,394	773,099	968,315
R4	790,279,309	777,842	1,015,990

※医療費・・・内科(入院・入院外)、歯科(入院・入院外)、調剤、食事・生活療養費(内科・歯科)、訪問看護療養費、療養費(現物・現金)、移送費の合計。

※医療給付費・・・内科(入院・入院外)、歯科(入院・入院外)、調剤、食事・生活療養費(内科・歯科)、訪問看護療養費、療養費(現物・現金)、高額療養費(現物・現金)、高額介護合算、移送費の合計から、一部負担金を除いた被保険者負担分。

2 窓口負担2割の被保険者一人当たりの医療費・医療給付費とその影響  
(令和4年10月診療分から令和5年2月診療分までのひと月あたりの平均)

R4	一人当たり医療費(円)	一人当たり医療給付費(円)	給付割合(%)	被保険者数	影響額
2割	63,732	56,574	88.77	245,917	1,067百万円
1割	73,584	68,480	93.06	700,264	

窓口負担2割化による影響額(推計)

63,732円×93.06%=59,309円(2割負担の方が1割負担の給付割合となった際の一人当たり医療給付費)  
 59,309円-56,574円=2,735円(実績額との差額)  
 2,735円×245,917人=672,582,995円(2割負担による医療給付費の影響額)

さらに、2割負担による受診控えの影響を加味する。

21,572円×0.08日※=1,726円(受診控えによる1日あたり医療費の減額) ※社会保障審議会医療保険部会の9月29日資料による  
 1,726円×93.06%=1,606円(2割負担の方が1割負担の給付割合となった際の1日あたりの医療給付費の減額)  
 1,606円×245,917人=394,942,702円(2割負担による受診控えの影響額)

合計：672,582,995+394,942,702円≒1,067百万円

## 被保険者の所得状況について

(平成20年度と令和4年度の比較)

		平成20年度	令和4年度 (平成20年度比)
① 平均所得		916,645 円	797,141 円 (▲119,504 円)
② 保険料	均等割額	42,530 円	44,170 円 (+1,640 円)
	所得割率	7.96 %	8.38 % (+0.42 %)
	平均額	78,220 円	79,673 円 (+1,453 円)
③被保険者数 (年度末)		536,186 人	1,044,953 人 (+508,767 人)
④ 滞納者数		13,812 人	12,679 人 (▲1,133 人)
⑤ 滞納額	現年分	548,347,750 円	482,059,704 円 (▲66,288,046 円)
	滞繰分	— 円	289,944,356 円 (+289,944,356 円)
	合計	548,347,750 円	772,004,060 円 (+223,656,310 円)

# 追加参考資料(10)

## 市町村別差押件数3年間の推移

市町村名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1	さいたま市	2件	2,003,960円	1件	1,297,780円	0件	0円
2	川越市	1件	92,924円	1件	600,940円	1件	83,400円
3	熊谷市	1件	173,800円	0件	0円	0件	0円
4	川口市	2件	656,500円	6件	2,843,670円	8件	4,136,760円
5	行田市	0件	0円	0件	0円	2件	345,800円
6	秩父市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
7	所沢市	0件	0円	0件	0円	1件	1,503,100円
8	飯能市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
9	加須市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
10	本庄市	0件	0円	2件	146,770円	0件	0円
11	東松山市	6件	898,740円	5件	172,800円	3件	45,600円
12	春日部市	2件	387,360円	5件	1,013,950円	8件	2,274,800円
13	狭山市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
14	羽生市	1件	161,920円	1件	693,400円	2件	123,700円
15	鴻巣市	2件	292,600円	8件	12,500円	2件	164,673円
16	深谷市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
17	上尾市	2件	552,320円	2件	236,840円	1件	141,400円
18	草加市	1件	586,280円	3件	957,120円	5件	2,252,250円
19	越谷市	3件	658,090円	3件	385,770円	1件	157,440円
20	蕨市	8件	719,700円	20件	700,970円	28件	3,883,500円
21	戸田市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
22	入間市	3件	1,557,670円	3件	847,361円	5件	1,390,500円
23	朝霞市	4件	1,142,480円	4件	562,400円	7件	1,310,200円
24	志木市	2件	768,950円	2件	530,333円	2件	185,750円
25	和光市	1件	144,600円	0件	0円	5件	332,370円
26	新座市	3件	935,890円	1件	85,190円	4件	531,780円
27	桶川市	1件	357,800円	1件	31,920円	5件	1,302,100円
28	久喜市	7件	2,200,920円	6件	2,435,120円	2件	1,120,570円
29	北本市	15件	775,380円	10件	1,428,850円	16件	1,582,440円
30	八潮市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
31	富士見市	0件	0円	2件	369,620円	3件	830,900円
32	三郷市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
33	蓮田市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
34	坂戸市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
35	幸手市	0件	0円	0件	0円	1件	392,900円
36	鶴ヶ島市	5件	75,670円	11件	787,260円	6件	294,500円
37	日高市	0件	0円	0件	0円	0件	0円
38	吉川市	6件	644,767円	11件	663,395円	3件	749,580円
39	ふじみ野市	31件	3,556,184円	30件	4,669,321円	29件	1,513,771円
40	白岡市	6件	618,060円	3件	139,300円	1件	430,500円
41	伊奈町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
42	三芳町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
43	毛呂山町	1件	33,360円	1件	331,070円	1件	21,800円
44	越生町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
45	滑川町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
46	嵐山町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
47	小川町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
48	川島町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
49	吉見町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
50	鳩山町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
51	ときがわ町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
52	横瀬町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
53	皆野町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
54	長瀨町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
55	小鹿野町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
56	東秩父村	0件	0円	0件	0円	0件	0円
57	美里町	1件	6,500円	0件	0円	0件	0円
58	神川町	0件	0円	1件	5,300円	0件	0円
59	上里町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
60	寄居町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
61	宮代町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
62	杉戸町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
63	松伏町	0件	0円	0件	0円	0件	0円
	全体	117件	20,002,425円	143件	21,948,950円	152件	27,102,084円

## 令和3年度及び4年度における新型コロナウイルス感染症に係る市町村別保険料減免状況

No.	市町村名	R3		R4		No.	市町村名	R3		R4	
		決定人数	減免金額(円)	決定人数	減免金額(円)			決定人数	減免金額(円)	決定人数	減免金額(円)
1	さいたま市	50	2,419,900	15	1,599,000	41	伊奈町	1	6,100	1	132,000
2	川越市	11	1,065,300	11	645,500	42	三芳町	6	356,400		
3	熊谷市	3	139,200	2	96,200	43	毛呂山町				
4	川口市	12	914,900	7	287,600	44	越生町				
5	行田市	3	135,100	9	512,500	45	滑川町				
6	秩父市			1	563,400	46	嵐山町	1	197,200	1	190,400
7	所沢市	21	1,656,000	4	124,700	47	小川町			2	228,600
8	飯能市					48	川島町	2	140,300	1	95,200
9	加須市	3	137,500			49	吉見町	2	115,900	2	86,900
10	本庄市	2	21,000			50	鳩山町	1	53,000		
11	東松山市	10	648,700	14	549,000	51	ときがわ町				
12	春日部市	16	939,300	6	357,300	52	横瀬町				
13	狭山市	8	600,500	2	239,200	53	皆野町				
14	羽生市	7	538,100	21	1,270,500	54	長瀬町				
15	鴻巣市					55	小鹿野町				
16	深谷市	2	122,300	2	178,200	56	東秩父村				
17	上尾市	23	976,400	35	1,451,500	57	美里町				
18	草加市	29	1,609,600	13	617,000	58	神川町	1	21,200	2	7,700
19	越谷市	15	1,105,300	16	1,443,800	59	上里町	1	600		
20	蕨市	4	387,200	4	281,900	60	寄居町				
21	戸田市	7	536,800	2	183,100	61	宮代町	2	221,100		
22	入間市	3	44,800			62	杉戸町	2	31,800	19	943,900
23	朝霞市	8	596,200	3	186,100	63	松伏町	2	119,400		
24	志木市	10	357,100	4	84,800		町村合計	21	1,263,000	28	1,684,700
25	和光市	1	162,000	1	128,400		県合計	351	21,379,450	280	17,098,900
26	新座市	15	901,900	21	1,837,700						
27	桶川市	4	379,400	7	230,000						
28	久喜市	8	633,550	3	70,400						
29	北本市	1	134,000	12	516,900						
30	八潮市	5	319,000	7	534,600						
31	富士見市	6	180,700	2	17,300						
32	三郷市	5	217,300								
33	蓮田市	3	166,700								
34	坂戸市	8	290,700	16	910,000						
35	幸手市	3	93,300	4	212,400						
36	鶴ヶ島市	1	109,800								
37	日高市	4	278,400								
38	吉川市	6	584,400								
39	ふじみ野市	5	286,400	7	280,800						
40	白岡市	8	427,700	1	4,400						
	市合計	330	20,116,450	252	15,414,200						